

昭和31年10月5日



第96号

# 区政のお知らせ

## 足立区役所

発行  
足立区千住1の50  
東京都足立区役所  
長谷川久勇  
集  
総務課総務係  
電話03代表 0151  
3111

足立区千住2の55  
株式会社 巧文社(織田)  
電話03 1165、1166

### 開都五百年記念大東京祭の行事決る

今年は大田道灌が武蔵野の一寒村に過ぎなかつた今の皇居の地に江戸城を築いた年、長祿元年から数えてちょうど五百年目に当ります。

そして今や人口八百二十余万に達し、日本の首都としての大東京にまで発展しました。

そこで大東京のいしずえを築いた太田道灌の遺徳をしので大東京成長のあとを振りかえり、また「都民の日」制定以来五周年、そして今春成立した首都圏整備法等と私達にとつては記念すべき慶祝事の重なるこの昭和三十一年を「大東京祭」という形で盛り上げ

げともども祝い合おうというのが主旨です。

そこで都民の日である十月一日を中心に全都挙げて十五日間記念の催しが繰り広げられることになりました。

この行事には世界各国の首府と主要都市の市長招待のほか落成予定の新庁舎と三越で開かれる記念展(一十五日)

①第一部 東京の移り変わり  
(古代から徳川時代まで)  
(開国から現代まで)

②第二部 首都東京の実体  
(都庁の営み、東京の底力)  
(世界と結ぶ東京)

③第三部 東京の未来図



【江戸時代の千住大橋質重畫】

二、雲が湧き波がささやく  
東京の翼の風よマス  
トの旗よ  
東京の空ははてなく  
船路ものびて  
世界をつなぐ  
虹の橋  
かざす手に鳩  
ははばたく

### 東京の歌

作詞 池田 誠  
作曲 服部良一

一、花が咲き夢がこぼれる  
東京の  
並木の路よみどりのそのよ  
東京の  
昔なつかしお濠の水に  
うつつは富士か議事堂か  
白鳥の影は  
なごやか

首都圏の構想、原子力の平和利用、諸外国の首都経営の実体  
を始め各種のまつり、展覧会  
コンクール、パレード、花電車、花自動車生活困窮者への祝品贈呈、遊覧飛行招待等があります。

### 東京都の主な行事

三、月が照り星がまたたく  
東京の光の彩よ明るい都東京の花のかおりの思い出乗せて

行 事 名	日 時	場 所
開都五百年祝賀式	一〇、一前一〇	東京体育館
大東京展	一〇、一〇一〜一五	都庁新庁舎 三越本店
世界主要首都市長招待	九、三〇〜一〇、四	清澄庭園
都民の日祝賀レセプション	一〇、一后四	東京体育館
花電車と花自動車	一〇、一后五	東京体育館
東京の歌発表会	一〇、一	伊勢丹
各施設無料公開	一〇、一	伊勢丹
上野動物園まつり	一〇、一〜一五	伊勢丹
太陽と生活展	一〇、二〜一四	伊勢丹
東京モードフェア	一〇、五〜六	産業会館
フオークダンス大会	一〇、一	日比谷公園
東京みなと祭り	一〇、六〜七	日比谷大音楽堂
記念合同大演奏会	一〇、六后一	日比谷大音楽堂
広告物コンクール	一〇、二〇(予定)	東京体育館
東京青年祭(前夜祭)	九、三〇后三	東京体育館
都民の健康をまもる運動	九、一五〜一〇、一五	中央郵便局
施設の特給給食と慰安会	一〇、一	都内各郵便局
記念切手の発行	一〇、一	都内各郵便局
記念スタンプ	一〇、一	都内各郵便局
記念煙草の発売	一〇、一	都内各郵便局
自衛隊陸海空ベージュエント	一〇、一	都内各郵便局
私学祭モデル行進	一〇、二	都内各郵便局
吹奏楽大行進	一〇、二	都内各郵便局
近代消防と町火消パレード	一〇、二	都内各郵便局
仮装行列	一〇、二	都内各郵便局
大名行列	一〇、二	都内各郵便局
自動車行進	一〇、三	都内各郵便局
祝賀花火大会	一〇、二	都内各郵便局

東へ西へ汽車は立つ  
シグナルの青はさわやか

区内河川の現状と

区への対策

例年九月、十月は台風の影響の多い季節です、すでに第十五号の台風が最近関東地方を襲いましたが大した被害もなくほつとしましたが、まだ

台風災害にそなえて

気をゆるめる事は出来ません。まして旧荒川、荒川放水路、綾瀬川、中川に囲まれた足立区にとつてはなおざりに出来ない大切な問題です。そこでここに河川の実状、家庭での対策等をお知らせして皆さんのご協力を願うとともに足立区を災害から守りたいと思いま

これを河川別に眺めて見ますと、一、旧荒川 この川は岩淵水門で水量の調節をしていますから洪水の危

険は少く高潮の危険が大きいのですが一部を除いて永久護岸が完成しています。しかし尾竹橋上流約五百米の無防備な箇所と南宮城町地先約一、三〇〇米の木柵護岸の部分的な漏水のおそれある箇所は充分警戒の必要があります。

二、荒川放水路 この川は上流の熊ヶ谷地点の増水に備えれば特に危険な箇所はありません。

三、綾瀬川 この川の特徴は下流からの高潮の危険が多かつたのですが危険と見られる区間の工事が完成したので一部を除いて危険性が非常に減少しました。しかし堤防に沿って設けられた沢山の水門、堰と埼玉県越ヶ谷地点の元荒川の増水に注意し適切は水防活動を行うことが必要です。

四、中川 この川は既往の災害箇所も一応復旧してはいますから特に危険な箇所はありませんが先年決潰した佐野町地先と常磐線下流地点については充分警戒する必要があります。

なお上流の埼玉県下の状態が

一部軟弱箇所があるように云われてはいますからこの状況に注意する事が必要です。

五、排水施設の状態

当区の地盤沈下は最近著しく一年に平均四十五耗にも達している。堤北地区の自然排水は年々困難になり排水機に頼らなくてはならない状態です。

戦後この排水場の整備に力を入れ現在運転中のもの一七箇所に達し一秒間約三三立方メートル(約一八三石)を排水してはいますが未だ浸水地区の完全排水をできるまでになつていません。

以上が主要河川と排水場の状況ですが台風期の河川状態は決して安全とはいえず災害を最少限に喰い止めるには一に水防活動に期待するほかありません。

○災害救助隊足立区支隊 災害の発生に備えて災害救助隊足立区支隊を結成されて(隊長に都知事)支隊長(区長)の下に十一の部を設け災害発生ときは情報の蒐集、救護食糧物資の調達、配給、避難民の收容保護、復旧工事、防疫、被災地の清掃等多方面にわたる活動を開始し併せて民間の団体、個人の協力による各種の協力班により万全を期すことになつています。

地方自治法と教育委員会法の改正に伴つて、第五回足立区議会定例会が去る九月二十二日から開会されておりますが現在まで議決された主なものは次のとおりです。

区議会の動き

第九回区民体育祭 足立区商店コンクール 敬老都内史蹟遊覧 としてより福祉週間 無料健康診断

○足立区議会委員会条例 今迄の八委員会が六つに減少し次のようになりました 総務委員会、財政委員会 厚生委員会、文教委員会 経済委員会、建設委員会

○新教育委員の任命について 従来選挙の方法で選んでいた教育委員は新しい制度では区長が区議会の同意を得て任命する事になりましたがこれによつて次の五人の委員が決まりました。

岡本祐海氏、内田英雄氏、小松富二郎氏、近藤吾一氏 佐々木芳太郎氏

○足立区監査委員の選任について 監査委員の鈴木七郎氏が辞任し新たに宮田喜平氏が区議会の同意を得て選任されました。

部を改正する条例 ○東京都足立区の競争入札以外の方法による契約に関する条例

足立区大東京祭行事一覽

Table with 4 columns: 行 事 名 (Event Name), 日 時 (Date/Time), 場 所 (Venue), and 備 考 (Remarks). It lists various events like sports festivals, historical tours, and exhibitions.

# 区政の話

## 出張所の話

◇出張所が出来るまで  
今私達が利用している区内の出張所は、戦前はなく、事務は全部区役所で取り扱っていました。

それが太平洋戦争が始つてからは政府が強力な戦争目的の遂行と戦時統制経済の徹底的強化を図る手段として、当時の自治組織であつた町会、部落会を利用することになり、区の出先機関化しこれが今の出張所の母体となつたのです。

ところが終戦後は占領軍の方針が町会、部落会の全面的禁止の方向に向い、それまでであつた町会は解散を命ぜられ、町会事務所でもとり扱つていた区の行政事務は昭和二十二年四月から全部区に移管することになりました。

しかしそれまでの町会事務所で行つていた事務は住民の日常生活に密接な関係がある事務で事務量が相当なもので区役所で行うことは困難でありまた住民の不便も大きいので従来の町会の解散とともに新区の窓口である連絡事務所

が拵足、そこで町会で扱つていた事務を処理させることとなり、間もなく出張所という名称に改められ今日に至つています。

○現況と取扱事務  
現在足立区にある出張所は全部で十九、職員数は九十九人で区全職員数の一割八分強に達しています。  
取扱事務も次第に充実し現在は次のものを取り扱つています。

- 一、転出入に関すること
- 二、住民登録事務に関すること
- 三、諸証明に関すること(居住証明、扶養証明印鑑証明等)
- 四、配給に関すること
- 五、区民に対する周知に関すること
- 六、各種統計報告に関すること
- 七、各種の受付(区長の指定するもの)經由、並びに用紙交付に関すること
- 八、その他

出張所	局番	番	号
第1	88	2459	
第2	"	0900	
第3	"	4942	
第4	"	2857	
第5	"	2903	
第6	"	0233	
第7	"	1665	
第8	"	1721	
第9	"	4535	
第10	"	4157	
第11	"	3972	
第2	(91)	2317	
第13	88	1500	
第14	"	0644	
第15	"	0048	
第16	"	0479	
第17	"	0646	
第18	(69)	2749	
第19	88	2864	

この事務のうち住民登録法という法律に基いて行なわれる住民登録事務は出張所のうちでも最も重要な事務の一つで住民とのつながりが非常に緊密となつています。  
区税の徴収事務はわざ／＼遠く区役所に行かないでも近くの出張所で気軽に納入ができるという点で滞納防止に役立つており区行政での区民への周知事務は区と区民との距りを一層狭めることに役立つています。  
なお各出張所の電話番号は次の通りです。

七月二十八日に開かれた第四回足立区議会臨時会で東京都足立区特別区道路占用料徴収条例が改正され八月三日から実施されています。  
そのおもなものは下の表のとおりです。ただし現在占用の占用料については期間満了までは従来の料金です。

## 道路占用料の改正

— 八月三日から実施 —

品名	料金	単位
広告塔	2,400	月一個当り
立看板	60	月一本又は
アーチ式街灯(装飾したもの)	2,400	月一個当り
街灯( )	840	月一本又は
営業用商品置場	24	月一メートル
売出施設	120	月一メートル
跨道構台	600	月一平方メートル
看板(そで看板を含む)	60	月一平方メートル
路	120	月一平方メートル
路	480	月一平方メートル
路	180	月一平方メートル
路	180	月一平方メートル
露店	120	月一平方メートル
折たたみ式のものは無かいのもの	84	月一平方メートル
囲いこみ、板囲い、足代	1.8	月一平方メートル
アーケード(公共用歩廊)	1.2	月一平方メートル
日除	6	月一平方メートル
雨	1.2	月一平方メートル
雨	1.2	月一平方メートル
材料置場(土木建築材料1時置場を含む)	1.8	月一平方メートル

## 第四次自衛官募集

八月三十一日で締切られた第三次募集に引き続き第四次募集が次のように行なわれていきます。

募集人員  
陸上自衛官約七、〇〇〇名  
今年度の応募状況

区分	第一次	第二次	第三次
陸上	七十二	四十	三十五
海上	十八	十七	八
航空	三十二	十三	十五
合計	一二二名	七十名	五十八名

海上自衛官 約八〇〇名  
航空自衛官 約三〇〇名  
受付期間 九月一日( )  
十二月十五日

応募資格  
昭和七年三月二日から昭和十四年三月一日の間

に生れた者

## 赤い羽根募金に

ご協力下さい

十月は共同募金の月です

不幸な人に温い心で!

みんなで協力しましょう

志願書交付及び受付場所は、足立区役所総務課、詳細は88四四〇番へお問い合わせ下さい。

# 新しい制度の知識

## 地方自治関係法の改正のあらまし

さきの第二十四国会で地方自治法と地方教育制度がいろいろ変りました。

即ち地方自治法は九月一日から教育制度は十月一日から新しい制度が施行されますが都民として区民として知っておいていただきたい点を簡単にお知らせします。

### 地方自治法の改正について

○地方公共団体の機能を明確にした

都道府県と市町村の性格を明確にし、市町村は基礎的団体で一般的な事務を処理するほか大きな、能力に応じて都道府県の権能に属する事務を処理出来ることにしました。

### ○議会

- 1 定例会は年四回以内
- 2 常任委員会の数を条例で十二から四以内
- 3 議員の請負禁止

今までは議会の定例会は一年に四回開くものとされていましたが実際の必要と過去の実績等を考え合わせてそれぞれ

### 改正のあらまし

回以内に定めることにしました。

又常任委員会は人口数に応じて十二から四以内に設けることが出来る事になりましたが足立区は従来の八から、六以内に減少することになり又議員は一つの常任委員となることになりました。

その他議員がその地方公共団体又は機関に対して請負をしたり請負をする法人の役員になる事が禁止されました。

### ○執行機関

- 1 都道府県の機構簡素化
- 2 長に総合調整権を与えた
- 3 委員会の委員の請負関係禁止
- 4 監査委員の任期延長

都道府県の機構と簡素化するために現在法律で局部の数が定められていますがそれ以上の局部を設けようとするときは予め内閣総理大臣と協議することになり都では都民室、外務室、清掃本部がこれにあたります。

地方行政が円滑に行なわれるよう、又財政ほう張を防ぐため長(区の場合は区長)に総合調整権を与え、委員には議員と同様の請負禁止規定を設けたほか監査委員の任期を議員に任期中、学識経験者は三年とし同時に権能を拡大しました。

○給与その他の給付を明示した

非常勤職員に対する報酬は原則として勤務日数に応じて支給し

常勤職員には支給する手当の種類は法律で定め、それ以外は支給出来ないことになりました。

以上のほか財務とか国と地方公共団体、地方公共団体間の関係について規定があります

### 地方教育行政の改正について

この法律は従来の教育委員会法という名称をとらないで、「地方教育行政の組織と運営に関する法律」とされ

一、地方公共団体の教育行政と一般行政の調和を図りながら教育行政の安定を確保すること

二、国、都道府県、市町村は一体としての教育行政制度を樹立すること

の二つの点を支柱として立案されました

### ○公選制が廃止された

区の教育委員会は区長が区議会の同意を得て長の被選挙権を有するものから五人の委員を任命し、その委員の互選によつて委員長を選任することになり私選が選挙して委員を選ぶ方法は廃止されました。

又区長は教育財産の取得処分委員会等の所掌に係る事項の契約を結ぶこと、収入支出の命令を行なうことになりました

### ○教育行政の中立

○足立区選挙管理委員会では今年十二月二十日から来年十二月十九日までに行なわれる選挙に使用する基本選挙人名簿を来る九月十五日現在で資格者を調べて作成します

○現住所で住民登録をしていない人、主食の配給を受けていない人、

## 基本選挙人名簿の調製

9月15日現在

いない人はたとえ選挙権があつても名簿に載らない恐れがありますから所管出張所にお申し出で願います。(本人が入院、旅行、商用、乗船等のため不在のときは家族の方が申し出下さい)

### ○名簿に登録される資格者

教育行政の中正、円滑な運営を行うため在任中は議員、長、委員会の委員、常勤の職員と兼ねる事を禁止し又委員の過半数が同一政党に属するもので構成されないように規定しているほか政治活動を制限しています

○文部大臣、都道府県教育委員会の指導的地位を強化

- 1 日本の国籍がある人
- 2 昭和十一年十二月二十一日までに生まれた人
- 3 九月十五日現在足立区に居住し本年六月十六日以前から引き続き都下二十三区内に住所がある人

### ○名簿の縦覧

調製された名簿は十一月五日から十五日間区役所、出張所で縦覧することになっていますから必ず御覧になつて記載もれ、誤りを発見したときは直ぐ異議申し立てをして下さい。

## 足立区の人口状況

昭和31年9月1日現在

世帯数	世帯数	男	女	計	人口移動状況	道府県	区内	都内	計		
	今月	73,400	175,979	167,777		343,755	転出	840	1437	1119	3396
と人口	前月比増					転入	1084	1436	1747	4267	
	減は△	388	563	619	1182	増減	244	△ 1	628	871	
8月中の戸籍	出生	死亡	婚姻	離婚	車籍	養子緑組	養子緑	相続	入籍	分籍	その他
	382	103	104	15	51	12	1	0	9	11	799

註 人口は配給台帖によつた数である

また学校教育だけでなく社会教育の面でも指導、助言、援助を行うようにしています。